

高山市ごみ処理施設建設事業者選定委員会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、高山市ごみ処理施設建設事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。

- (1) ごみ処理施設の建設に係る発注の仕様に関すること。
- (2) ごみ処理施設の建設を行う者（以下「事業者」という。）の選定に係る評価基準に関すること。
- (3) 事業者の選定に係る審査及び評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し市長が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、事業者の選定が完了したと市長が認めたときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を統括し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は市長が招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて、会議に専門知識を有する者その他委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(責務)

第7条 委員は、公正かつ公平に調査審議しなければならない。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境政策部において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第4条に規定する任期の終了の日以後、規則で定める日をもって、その効力を失う。

(高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年高山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 前			改 正 後		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
教育委員会委員から固定資産評価審査委員会委員までに係る部分（略）	高山市職員の旅費に関する条例（昭和37年高山市条例第21号。以下「旅費条例」という。）に規定する市長等の旅費額に相当する額	高山市職員の旅費に関する条例（昭和37年高山市条例第21号。以下「旅費条例」という。）に規定する市長等の旅費額に相当する額			
公務災害補償等認定委員会委員～災害弔慰金等支給審査委員会委員（略）	日額9,100円	日額9,100円	新火葬場建設検討委員会委員～水源地域保全審議会委員（略）	日額9,100円	日額9,100円
ごみ処理施設建設検討委員会委員			ごみ処理施設建設事業者選定委員会委員		
新火葬場建設検討委員会委員～水源地域保全審議会委員（略）			新火葬場建設検討委員会委員～水源地域保全審議会委員（略）		
行政不服審査審理員の項・スポーツ推進委員の項（略）			行政不服審査審理員の項・スポーツ推進委員の項（略）		
鳥獣被害対策実施隊員（狩猟免許所持者）から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、			鳥獣被害対策実施隊員（狩猟免許所持者）から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、		

嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに
係る部分 (略)

嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに
係る部分 (略)